

2016 年度英国現代奴隷法に関する声明

この声明は、英国で施行された現代版奴隷防止法に基づき開示するものです。当社が、自己の事業活動およびサプライチェーンを通じて児童労働や強制労働などの人権侵害に加盟していないことを確認するために当社が行った、2017年3月31日に終了した会計年度の取り組みを示すものです。

1. 当社について：

当社は、国内 24 社および海外 50 社からなるグループ会社 74 社、約 11,000 人の従業員とともに、25 の国と地域において、計測機器、医用機器、航空機器、産業機器、その他の各事業分野で研究開発、製造、販売、保守サービス等の事業活動を行っています。

この声明は、直接または間接的に英国で製品販売を実施しかつこの法令の対象とされる以下の企業に関するものです。
株式会社島津製作所、KRATOS GROUP PLC.、SHIMADZU EUROPA GmbH

2. 当社の企業理念：

当社は、『科学技術で社会に貢献する』を社是として掲げ、価値ある製品・サービスをグローバルに供給し、また、『人と地球の健康』への願いを実現する」を経営理念とし、時代の問題を解決するソリューションを提供しています。

また、当社は、事業活動を行う上での基本的な考え方と具体的な行動基準を示す規範として「企業倫理規定」を定め、これを適正な事業運営のための指針としています。「企業倫理規定」には、人権を尊重すること、児童労働や強制労働に反対すること、人権侵害を引き起こす勢力との取引を排除することが明記されています。「企業倫理規定」は、国内外の当社グループ会社においても、共通した内容で制定されています。

3. 2016 年度における当社の取り組み：

当社は、「企業倫理規定」に関する従業員教育を、国内外の当社グループにおいても継続して行い、人権の尊重に留意することは企業の社会的責任であることを、従業員の価値観として共有しています。

当社は、調達方針に「企業倫理規定」に基づく行動原則を加え、サプライチェーン全体で人権尊重のために社会的責任を果たしていくことを明らかにするとともに、サプライヤーに対して書面により周知し、その遵守を要請しました。

当社は、国内外のサプライヤーに対して、人権尊重のための取り組みや事業活動における人権侵害の有無を確認する調査を実施しました。この調査では、児童労働や強制労働等の問題は確認されませんでした。もし確認された場合は速やかに是正を求めます。

4. 今後の取り組み：

当社は、児童労働、強制労働や人身売買の排除をサプライヤーとの契約文書において表明し、サプライヤーとともに人権侵害に加盟しない取引の維持に取り組んでいきます。

また、当社は、サプライヤー調査を継続して実施し、自己の事業活動およびサプライチェーンにおける、児童労働、強制労働や人身売買のような人権侵害への加盟がないことを確認していきます。

「2016 年度英国現代奴隷法に関する声明」の内容が事実であることを証明します。

2017 年 9 月 29 日



井村 公信
常務執行役員
株式会社島津製作所